

プラン施策体系案と課題の突合

基本目標	基本的方向	施策の方向性	課 題
Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進	1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革	(1) 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進 (2) ジェンダー平等の視点に立った活動への支援 (3) 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実 (4) 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信	●学校教育の場では男女平等の意識が浸透しているが、進路や職業選択における女性の性別意識が強い ●男女共同参画意識が浸透してきている一方で、男女共同参画社会の形成についての満足度は後退している。 ●5 年前（R1）と比較して、多くの場面で男女の平等感が減少しており、「社会全体」ではわずか 10.7%となっている。 ●相談の機会が確保されていると感じている市民の割合は、5 年前（R1）よりも低下している。
	女性活躍推進計画		
	1 働く場におけるジェンダー平等の推進	(1) 政策・方針決定への女性の参画の拡大 (2) 女性活躍のさらなる推進のための意識改革 (3) 誰もが働きやすい就業環境の整備	●審議会等の女性登用率は 10 年近く 25～30%で推移し、目標（36%）達成に向けた上昇率は鈍い ●企業の管理職における女性の割合は微増傾向にはあるものの、上昇率は 4 年で僅か 1%と進捗は遅い ●「男性優位の組織運営」や「性別による役割分担意識が強い」との印象が根強く、男女間の認識ギャップも大きい。 ●女性就業率は目標 43%を達成しているが、59 歳以下の正規従業員の女性割合は 28.2%で、非正規雇用者数は女性が男性の 2.2 倍となっている。
	2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進	(1) 男性の家庭生活への参画の促進 (2) 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実	●年次有給休暇取得率や男性の育児休業取得率は目標達成したが、ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合や、家庭における男女の平等感は低下している。 ●男性の積極的な家庭参画に最も必要なことは「職場の理解」となっており、職場の意識醸成が求められている。 ●女性の就労継続で支障になっているものとしては「家庭内での家事育児等への負担の偏り」が最も多く、必要な支援として「子育て支援や介護サービスの充実」へのニーズが高い。
	3 多様な働き方への支援	(1) 就業ニーズに応じた支援 (2) 起業支援の充実	●女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因として、女性においては「正規雇用での再就職の難しさ」が最も多く、女性がキャリアを中断しないための環境整備や支援が必要。 ●仕事と家庭の両立支援として、「柔軟な勤務制度」への女性のニーズが高い。
Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	4 地域におけるジェンダー平等の推進	(1) 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成 (2) ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり	●地域社会で「平等になっている」と感じている割合は 25.6%であり、男女共同参画が進んでいるとはいえない。 ●防災や災害時における性別に配慮した対応として、「男女のニーズに配慮した物資の備蓄」や「多目的トイレや女性専用スペース、個室更衣室の設置など、配慮を要する避難者への対応」へのニーズが高くなっている。 ●防災会議委員の女性割合は 16.7%で、本市附属機関の平均（28.2%）と比較して低くなっている。
	D V 防止基本計画		
	1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり (2) D V 被害者への支援体制の充実 (3) 性暴力・性被害に関する啓発	●身体的暴力以外の行為を暴力と認識しない層が一定数存在する。また、旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける相談内容の内訳も、精神的暴力が身体的暴力の 1.4 倍の件数となっている。 ●DV やデート DV の相談先としては、「警察」以外では、「家族・親族」や「友人・知人」が多くを占めており、行政の相談機関は 2 割以下となっている。 ●DV やデート DV、セクハラを経験した人の割合はいずれも R1 から上昇しており、女性は男性の 3 倍となっている。 ●性暴力被害の相談窓口として、2 割の人が「知っているものはない」と回答している。
	2 多様性を尊重する環境の整備	(1) 多様な性のあり方への理解促進と支援 (2) 高齢者や障害者等が安心して暮らせる環境整備	●6 割の人が、性的少数者にとって偏見や差別により生活しづらい社会だと思うと回答している。 ●20 歳代では 30%、30 歳代では 25%の人が、自身の身近に性的少数者の人がいると回答している。 ●高齢者や障害者などの福祉施設の整備状況については、「よい」と感じている人よりも「悪い」と感じている人の方が多く、R3 との比較では評価が下降している。
	困難女性支援基本計画		
Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	3 困難や不安を抱える女性への支援	(1) 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援 (2) 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実	●円滑な日常生活や社会生活を営む上で困窮している女性の把握と、相談につながる仕組みが必要。 ●性的な被害や家庭状況、貧困や心身の状況など、多様で複雑な問題を抱える女性を支援するため、関係部局と連携したスムーズな支援体制が必要。
	4 生涯を通じた健康支援	(1) 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進 (2) ライフステージに応じた健康づくりの推進	●女性が仕事を続ける上で支障になっているものとして、約 3 割の女性が「月経や更年期などの女性特有の健康課題」をあげている。 ●女性の就業率が上昇する中で女性のキャリア継続のためには、男女双方の健康課題への理解と支援体制が必要。 ●人生 100 年時代において、男女ともに長く心身が健康であり、自らの能力を発揮できる環境が重要。